

375

平成二十一年五月七日提出  
質問第三七五号

取り調べの可視化等に関する質問主意書

提出者  
長妻  
昭

## 取り調べの可視化等に関する質問主意書

- 一 検察は、なぜ取り調べの全過程の録画録音をしないのか。それをすると、どのような不都合があるのか。これまで取り調べの最中に暴力をふるったり、威嚇したりしたケースがあるか。
- 二 写真が存在するのにもかかわらず、遺体解剖の鑑定書に写真を付けずにイラストだけで済ませたケースはあるか。あるとすればその理由は何か。
- 三 検察は収集した証拠（供述調書等も含む）の全面開示をしていない。それはなぜか。理由をお示し願いたい。また、「最良証拠による効率立証の観点から開示の必要性はない」という趣旨の主張をしたことがあるか。それはどのような意味か。
- 四 冤罪とは何か。定義がなければ一般的にどのような意味と認識しているか。  
一般的にいわれる冤罪に関して、これまで当局が把握している件数と内容をお示し願いたい。
- 五 逮捕された後、裁判で最終的に無罪になったケースはこれまで何件あるか。またその主な理由をお示し願いたい。
- 六 裁判員制度下では、取り調べの全面可視化や証拠の全面開示は必要と考えるか。

以上、内閣の見解を問う。

右質問する。